



県の取組について

県では、災害時にムラ・モレのない被災者支援を実現し、多様な主体が被災者支援の担い手としてその能力を有効に発揮できるよう以下のような取組を実施しています。

宮崎県・県社協・NPO 防災会議

県内で災害が発生した場合に、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体が連携し、協働で対処することにより、官民連携の被災者支援活動を円滑で効果的に行うことを目的に令和元年10月に設立された県域の会議体です。平時の取組として、各構成員の各種施策の共有や連携・協力、災害が発生した場合の役割や初動体制の確認等を行うとともに、災害ボランティアや官民連携の被災者支援を推進するための研修会やシンポジウムを開催しています。

構成員

宮崎県、宮崎県社会福祉協議会、みやざき NPO・協働支援センター（NPO 法人宮崎文化本舗）

協力団体

地域の NPO・ボランティア活動を支援する団体や災害時の活動に専門性を有する団体など 8 団体

災害ボランティア支援体制整備事業

市町村や災害中間支援組織が行う災害ボランティア体制整備の取組を支援することにより、災害に備えた行政・社会福祉協議会・NPO等の多様な連携促進を図ることを目的に令和7年度から始める事業です。

事業内容

- ①災害ボランティア活動促進のための環境醸成
県と市町村の連携促進会議、災害ボランティアの理解促進を図るフォーラムの開催
- ②災害ボランティア支援体制整備補助金
市町村が行う民間団体とのネットワーク拡大や災害ボランティアの担い手育成などの災害ボランティア支援体制構築に要した経費を補助
- ③災害中間支援組織の強化・活動支援
災害中間支援組織が行う NPO・ボランティア等の活動支援や連携構築に要した経費を補助



問い合わせ

- ▶ 災害ボランティアセンター、災害時の社会福祉協議会の取組について

宮崎県社会福祉協議会
地域ボランティア課
☎ (0985)25-0539

- ▶ 災害時の NPO 等民間団体の支援活動について

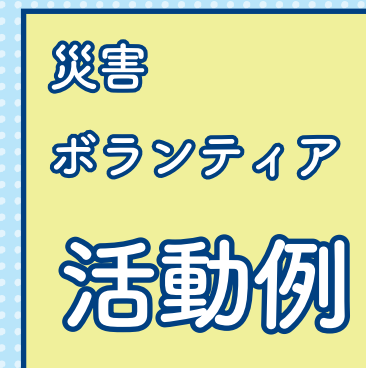
特定非営利活動法人宮崎文化本舗
(宮崎県域の災害中間支援組織)
☎ (0985)60-3911

- ▶ 県の取組、パンフレットの掲載内容全般について

宮崎県 総合政策部
生活・協働・男女参画課
協働推進担当
☎ (0985)26-7048

災害時の三者連携を目指して

行政・社会福祉協議会・NPO 等との連携協働



災害ボランティア活動とは、被災した地域や住民が1日でも早く元の生活に戻ることができるようにお手伝いをするを目的とした自発的な活動です。

多様な主体による 協働の被災者支援の 仕組みを知ろう

災害時に被災地外からの支援の受入れや情報の共有、活動の調整など被災者支援活動が円滑かつ効果的に行われるために、行政、社会福祉協議会、NPO等の民間支援団体が連携体制を構築し、協働で対応できる仕組みづくりを進めていく必要があります。



被災者の
困りごとやニーズ

それぞれのリソースを持ち寄り
連携・協働



災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として運営され、行政をはじめとした関係諸機関との連絡・調整・被災者からのニーズの把握とボランティア活動のマッチング、資機材の調達、情報発信等、被災者支援活動に関わる多くの調整を行います。

災害ボランティアセンターでは、いわゆる「一般ボランティア」が支援活動を担当しているため、対応できる範囲に限りがあります。



NPO等民間支援

国内の災害においては、企業を含む支援活動を行う民間団体全般を指し、重機等のオペレーションや屋根上での高所作業などの専門技術を有する支援も対応できる場合があります。また、平時に団体の事業として取り組んでいる高齢者福祉や児童福祉、障がい者支援、子育て支援、外国人支援、動物救護などのノウハウを生かした支援も展開されます。



災害中間支援組織

被災者のため、自発的かつ組織的に支援を行うNPO等の活動をサポートし、行政・社会福祉協議会・NPO等などのセクター間の連携を進め、課題解決のための被災者コーディネーション（連携促進、活動支援、活動調整）を行う組織です。どの地域にも災害中間支援組織の機能を担う組織が確立しているわけではありません。地域の実情に合わせて、災害中間支援組織の機能を、複数の主体で役割分担して担うなど、検討する必要があります。

行政

災害発生時には、発災直後の情報の収集・連絡、活動体制の確立と並行して、人命の救助・救急、医療、消火等の応急対策活動を迅速かつ確に講ずる必要があります。また、被災者の支援として食料、生活必需品、住家の提供やニーズの全体像の把握、各種被災者支援策の実施に加え、資金・資機材・情報等を提供することによりボランティア活動の促進を図ります。



地域として平時からできることを知ろう（地域受援力の向上）

災害時に被災地外からやってくるボランティアには、被災地の土地勘がありません。地域の危険箇所のチェックやマップづくりなど、地域の情報を整理しておき、災害時には、通行止めの道路や迂回路など現場の状況を記載したマップを渡せば、ボランティア受入れに役立ちます。

災害時に、地域内の誰に相談するか（市役所、町役場、自治会、婦人会、民生委員・児童委員）を把握し、普段から「顔が見える関係」をつくっておくことが大切です。ボランティアを受け入れ、地域で効果的に活動してもらうには、地域の実情をよく知るリーダーの存在が欠かせません。しかし、そのリーダーも被害に遭っている可能性があります。「顔が見える関係」があれば、みんなで協力してお互いを助け合い、さらに外部からの支援をうまく受け入れることができます。

地域には、年齢・性別・家族構成や慣習など、人それぞれに異なる状況があります。こうした方々の多様なニーズを洗い出し、その支援について平時から話し合っておきましょう。そうすることで、災害後の困り事が発生した際、必要な支援に早く結びつけることができ、少しでも早い地域の復旧・復興につながります。



個人としての支援方法を知ろう（思いを形にする地域貢献）

災害ボランティア活動



ボランティアとして
できる支援活動例

泥だし、がれきの撤去・分別、室内清掃、引越しの手伝い、炊き出し、イベントの支援、物資や衣類の仕分け、心のケア、災害ボランティアセンター運営補助などです。



災害ボランティアとして
活動するには

災害が発生した場合は、市町村の社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）で一般ボランティア（個人、団体）の受付を行います。事前登録制を導入している社協もあり、登録者には災害関連情報の提供や訓練参加の案内があります。詳しくはお住まいの社会福祉協議会に御確認ください。また、NPOがボランティアを募集している場合もありますので、団体のホームページ等で御確認ください。



災害ボランティアとして
準備すること

災害ボランティアとして活動することが決まったら、持ち物の準備を始めます。ボランティア活動に必要なアイテムは自前で用意します。また、炊き出しや救援物資は被災者のためのものなので、自身の食料は自分で用意することも重要です。ボランティア活動中のけが、余震などの二次災害に巻き込まれてしまうリスクを考慮し、ボランティア保険に加入しておいてください。お住まいの社会福祉協議会で加入の手続きができます。

ボランティア活動以外の支援方法

被災地への支援は、現地に行ってボランティア活動をするだけではありません。被災地でのボランティア活動のために募金や寄付をしたり、救援物資を現地に送ることも立派な支援活動です。